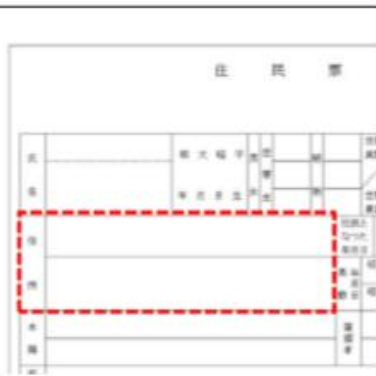


## そもそも「住民票の除票」「戸籍の附票の除票」とは？

### 住民票及びその除票

- 「**住民票**」は、**市町村における住民の現在の居住関係(現住所)**を公証することが目的。住民基本台帳法(第5条等)に基づき、市町村ごとに作成。
- ある住民が死亡したり、転出したりすると、**住民票は削除**。
- **削除された住民票(=住民票の除票)**については、除票に記載されている個人情報<sup>※</sup>を長期間保有していることが不相当であり、また、市町村にとって負担となるため、その**保存期間**を**住民基本台帳法施行令(第34条)**において**5年**としている。
- **住民票の記載事項(住民基本台帳法第7条ほか)**  
氏名、生年月日、性別、住所、世帯主氏名・続柄、戸籍の表示(本籍及び筆頭者氏名)、マイナンバーカード、住民票コード、選挙人名簿の登録に関する事項、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金の被保険者の資格に関する事項、児童手当の受給資格に関する事項 など



氏名	住所	性別	年齢	世帯主氏名・続柄	本籍	筆頭者氏名	住民票コード	選挙人名簿の登録に関する事項	国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険	国民年金の被保険者の資格に関する事項	児童手当の受給資格に関する事項
田中 太郎	東京都千代田区千代田1-1-1	男	45	田中 太郎	東京都千代田区千代田	田中 太郎	1234567890	〇	〇	〇	〇	〇	〇
山田 花子	東京都千代田区千代田1-1-1	女	42	田中 太郎	東京都千代田区千代田	山田 花子	9876543210	〇	〇	〇	〇	〇	〇

### 戸籍の附票及びその除票

- **住民票の氏名等の情報を戸籍の氏名等の情報と一致させるため、住民票と戸籍を連携させるものとして「戸籍の附票」が存在**。戸籍の附票には、**これまでの住所の履歴が記載**されている。
- 戸籍の附票は、**住民基本台帳法(第16条)**に基づき、戸籍を単位に作成されるため、**戸籍がある限り戸籍の附票も存在し、戸籍に記載されている者全員が死亡した場合には、戸籍が削除され、戸籍の附票も削除**。
- **削除された戸籍の附票(=戸籍の附票の除票)**の**保存期間**は、**住民基本台帳法**に基づくものであるため、**住民票の除票と同様、住民基本台帳法施行令(第34条)**において**5年**としている。
- **戸籍の附票の記載事項(住民基本台帳法第17条ほか)**  
戸籍の表示(本籍及び筆頭者氏名)、氏名、住所、住所を定めた年月日 など



本籍	氏名	住所	住所を定めた年月日
東京都千代田区千代田	田中 太郎	東京都千代田区千代田1-1-1	2010年10月1日
東京都千代田区千代田	山田 花子	東京都千代田区千代田1-1-1	2010年10月1日

## 住民票、戸籍の附票(これらの除票を含む)の写しのニーズ

### 住民票の写しが必要となる時 → 現在の住所を知りたいとき

#### <求められる場面(例)>

- 児童扶養手当や住居手当の認定請求の際、現住所等の確認のため、住民票の写しが求められる
- 不動産の賃貸契約の締結の際に、貸主が借主の引越前の住所の確認を行うため、住民票の写しが求められる。
- 運転免許証の新規取得の際に、本籍及び現住所の確認のため、戸籍の表示を記載した住民票の写しが求められる。また、住所変更の際、新住所の確認のため、住民票の写しが求められる 等

### 住民票等の保存期間の変遷

住民票の除票の保存期間	戸籍の附票の除票の保存期間	新たな通知を受けた場合の直前の本人確認情報の保存期間	(参考) 除籍簿の保存期間
(昭和42年 施行時) <b>5年</b> <年限設定の理由> ・ 国民年金の老齢年金請求権が満65歳になってから5年とされていること、税金の課税権が5年までしかかかれないこと等を参考に決定	(昭和42年 施行時) <b>5年</b> <年限設定の理由> ・ 戸籍の附票は本籍地で現住所を把握することが目的であり、現住所を公証する住民票と同じとした	住民票の記載・削除・記載の修正があると、当該記載等に係る本人確認情報を都道府県・J-LISに通知する。	(昭和23年施行時) <b>50年</b> (昭和37年) <b>80年</b> <延ばした理由> ・ 相続登記申請等に必要のため50年以上経過した除籍簿の謄抄本の交付請求が少なくない現状を踏まえたため
	(平成11年 在外選挙導入時) <b>5年(在外者等は80年)</b> <在外者等を80年に延ばした理由> ・ 在外者等に係る戸籍の附票の除票の保存期間5年を経過すると、最終住所地の把握が困難となるため	(平成14年 住基ネット導入時) <b>5年~80年</b> (従前の住民票コードを確認できるようにする等の理由により、その者が再び国内に転入するまで最長80年間保存) <年限設定の理由> ・ 住民票や戸籍の附票の除票の保存期間と同じ5年としたが、出国者が5年以上経過して帰国した場合には、その者の直前に記載された住民票コードを削除された住民票(保存期間5年)から確認できないため ※年数は、当時の除籍簿や在外者等に係る戸籍の附票の除票の保存期間80年を考慮した	(平成22年) <b>150年</b> <延ばした理由> ・ 子が、自身が亡くなるまでの間に祖父母に係る相続手続をすることができるようにしたため ※年数は、平均寿命や第一子時の平均年齢を考慮した
	(平成27年 マイナンバー制度導入時) <b>5年(在外者等は150年)</b> <在外者等の年限を延ばした理由> ・ 平均寿命が伸び、80年の保存期間では在外者等の最終住所地の確認ができない場合が生じると考えられたため ※年数は除籍簿の保存期間150年を考慮	(平成27年 マイナンバー制度導入時) <b>150年</b> <延ばした理由> ・ 番号制度導入後は、各個人の情報がマイナンバーを基に名寄せされ継続的に管理されることとなり、事務によっては生涯にわたり各個人の4情報やマイナンバーの確認を行う必要があったため ※年数は除籍簿の保存期間150年を考慮	

### 除票の保存期間を5年から150年に改正した背景

相続がされずに放置され、地主が死亡し除籍後5年が経過し、土地の所有関係が不明になり、固定資産税の課税や公共用地の整備のために借地、買い入れ、登記が不可能になるケース。

海外転出者の増加が考えられる。

150年あれば・・・子自身が亡くなるまでの間に、自身の祖父母に係る相続手続きができる。平均寿命や第1子時の平均年齢を考慮。

また、個人の住所の履歴を知ることにも利用できるようになる

除票の写しを発行

